

NISAに関する主な税制改正要望

2016年9月21日(水)に日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所が平成29年度税制改正に関する要望を公表した(URLは後述[参考ホームページ])。そこには「NISA及びジュニアNISAの非課税期間(5年間の恒久化)」、「NISA及びジュニアNISAの投資可能期間/口座開設期間(10年間、ジュニアNISAは8年間の恒久化(制度の恒久化))」、「(先の恒久化または延長が図られない場合)含み損の場合には取得価額で払出し」、「(同)ロールオーバーの上限額/120万円の撤廃」、「(同)特定口座への移管をデフォルト化」、「ジュニアNISAの年齢制限の緩和」などがあつた。

7月14日に全国銀行協会が税制改正要望を公表(URLは後述[参考ホームページ])、8月31日には金融庁が税制改正要望を公表しており(2016年9月5日付日本版ISAの道 その155 参照～URLは後述[参考ホームページ])、それに次ぐ形となる。下記テーブルに税制改正要望でNISAに関する主な要望をまとめた。左に項目、その右に金融庁、日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所、全国銀行協会の順で並んでいる。

平成29年度(2017年度)税制改正要望でNISAに関する主な要望

…金融庁の要望。

2016年9月21日現在

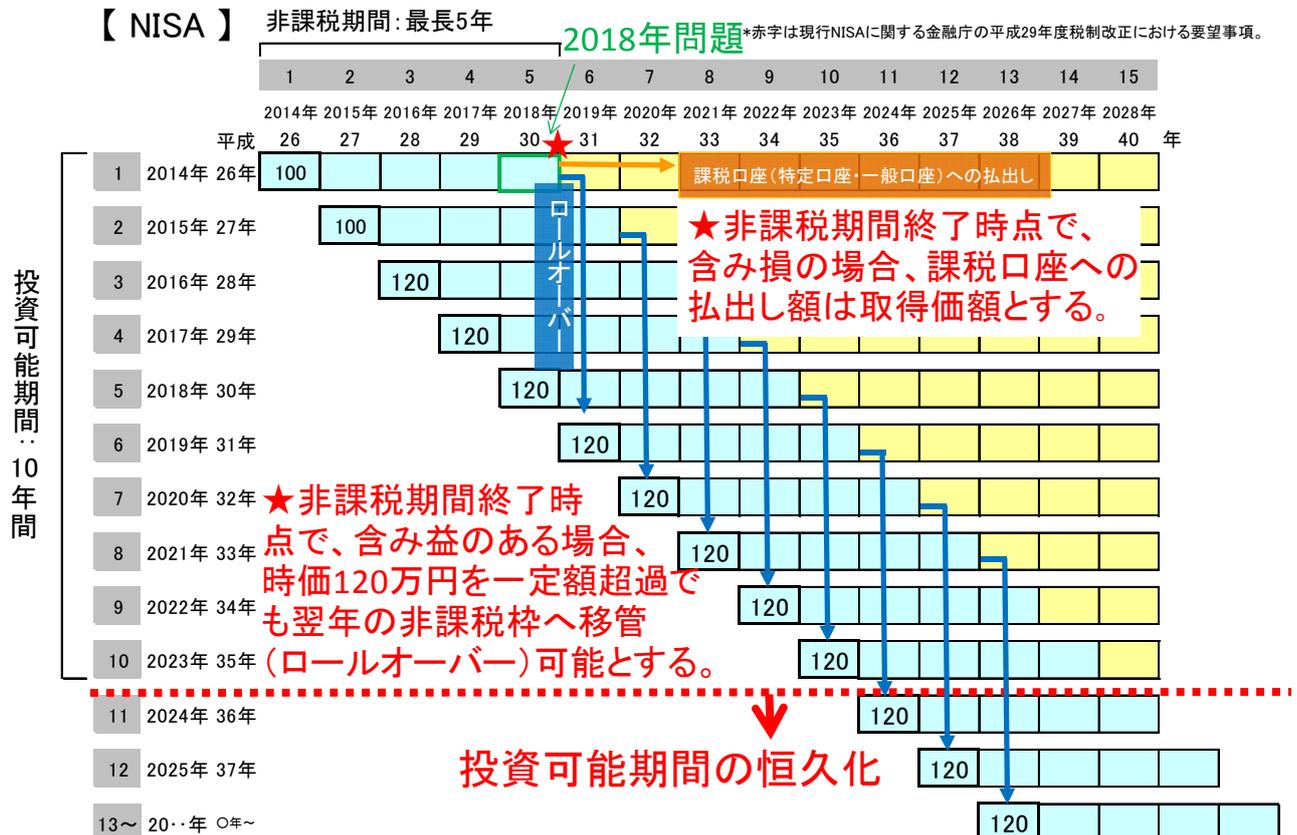
項目	金融庁	日本証券業協会 投資信託協会 全国証券取引所	全国銀行協会	
	2016年8月31日公表	2016年9月21日公表	2016年7月14日公表	
積立NISA	創設	金融庁の創設要望を受け、「簡素なもの」とすると言う要望	-	
NISA 及び ジュニアNISA	非課税期間(現行5年間)	-	恒久化 (少なくとも延長)	
	投資可能期間/口座開設期間 (制度の恒久化) 現行:平成35年/2023年まで	恒久化	恒久化 (少なくとも延長)	
	非課税期間終了時の対応 (2018年/2019年問題)	含み損商品の払出し時の取得価額の 特例措置、上限額を超えるロールオー バーを可能に	(恒久化または延長が図られない場合) 含み損商品の払出し時の取得価額の 特例措置、ロールオーバーの上限額の 撤廃、特定口座への移管をデフォルト 化、その他手続の簡素化等	非課税期間終了後の移管先を、原則、 特定口座とすること
	スイッチング/売却代金の範囲内での再取得 (非課税期間の恒久化を前提)	-	スイッチング可能に	-
	株式等累積投資等で取得した上場株式 (ETF及びREITを含む)について	-	1株(口)未満の端数についても他の非課 税管理勘定への移管(ロールオーバー)を 可能に	-
NISA	従業員等持株会で取得した上場株式等について (非課税期間の恒久化を前提)	-	NISAの適用を可能に	-
ジュニアNISA	払出し制限(現行18歳に達する年まで)	-	緩和 (基準年の引き下げなど)	-
	贈与税に関する、基礎控除額の特例等	-	ジュニアNISAでの投資を目的として両親・ 祖父母等から受ける贈与については、 基礎控除額の特例等(110万円とは 別枠)	-
	口座開設時の手続き	-	簡素化	-

(出所: 金融庁、日本証券業協会、全国銀行協会より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

金融庁の要望を赤い鎖線で囲んである。見てわかるのが、日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所の要望の中に、金融庁の要望に取り上げられていないものが複数ある事だ。一方で、積立 NISA 創設の様に、日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所や全国銀行協会が特に要望していないものが金融庁の要望として出ている事である。金融庁の要望に取り上げられていないものは今年の実現可能性は低いと言う事である。

同テーブルで一番上の「積立 NISA」の詳細については、2016 年 9 月 5 日付日本版 ISA の道 その 155 を参照の事(URL は後述[参考ホームページ])。同テーブルで二番目の「NISA 及びジュニア NISA の非課税期間(5 年間の恒久化)は金融庁の要望に取り上げられていないので、今年の実現可能性は低い。ただ、三番目の「NISA 及びジュニア NISA の投資可能期間/口座開設期間(10 年間、ジュニア NISA は 8 年間の恒久化(制度の恒久化)」は金融庁の要望に取り上げられているので二番目よりは実現可能性が高い。

二番目と三番目について 2016 年 9 月 21 日に日本証券業協会会長は「NISA については、従来より非課税期間の恒久化と口座開設期間の恒久化の両面にわたる要望を行ってきた。これは昨年と変わらず要望する。しかし、金融庁の要望にこの点が入っていないため、実現可能性はそれほど高くないと現時点では認識している。」と語っている(URL は後述[参考ホームページ])。ただ、2016 年 6 月 2 日に政府が閣議決定した骨太の方針で既に、「老後の生活等に備えた自助による資産形成を支援するためにも、NISA の利便性を向上させるとともに、平成 35 年までの投資可能期間を恒久化することを検討する」(2016 年 6 月 2 日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2016～600 兆円経済への道筋～」～URL は後述[参考ホームページ])とあったので、想定はされていた。「当局はヨコ(非課税期間の延長)の問題には後ろ向きだ。…(略)…。庁内では『今回はヨコの問題では税務当局に譲歩してタテ、つまり恒久化を勝ち取る方が得策』との声が強い。」(2016 年 5 月 13 日付日本経済新聞電子版～URL は後述[参考ホームページ])と言う意見も出ている。



(出所: 2016年8月31日付金融庁の平成29年度の税制改正要望、9月21日付日本証券業協会等の平成29年度税制改正に関する要望等より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

四番目の「非課税期間終了時の対応(2018年/2019年問題)」だが、非課税期間が現行の5年間で終了すると、例えば2014年に100万円投資をし、2018年末に80万円となり含み損が出ている場合、「(口座開設者がロールオーバーを希望しない場合)払出し価額は払出し時点の時価(80万円)⇒将来、時価が80万円から上がった場合値上がり分に課税されてしまう」(2016年8月31日付金融庁公表「金融庁の平成29年度税制改正要望について」～URLは後述[参考ホームページ])、「●非課税期間終了前の売りを誘発するインセンティブとなる、●ロールオーバーの可否は非課税期間終了年の最終営業日の時価により判定するため、投資家及び証券会社において、年末の事務が煩瑣となる(物理的に対応が困難)、●非課税期間終了時に投資家が移管手続きを行えなかった場合には一般口座への払出しとなり、その後一般口座で売却した際に確定申告が必要となる」(2016年9月21日(水)付日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所「平成29年度税制改正に関する要望」～URLは後述[参考ホームページ])と言う事が問題(2018年/2019年問題)と考えられている為である。

2018年問題・・・2014年にNISAで投資した人の5年間の非課税期間が2018年に満了で、その際に手続きや判断が必要となるにあたり、投資家や金融機関等に相当程度の混乱が想定される問題。『予め正しい選択肢が事前には判明しないことから、難しい問題を抱えることになる』(2016年7月1日付日本証券業協会)という。満了時の選択肢は①翌年以降の新しい非課税枠を使ってロールオーバー(→年末にかけて移管が集中・手続きが煩雑に) ②一般口座または特定口座へ移管(手続きしないと一般口座) ③非課税期間満了前に売却、がある。

それで日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所からは「(恒久化または延長が図られない場合)含み損の場合には取得価額で払出し」、「(同)ロールオーバーの上限額/120万円の撤廃」、「(同)特定口座への移管をデフォルト化」が要望されている。ただ、先のテーブルの通り、日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所の要望(*全国銀行協会の要望でもある)の中の「特定口座への移管をデフォルト化」は金融庁の要望では取り上げられていない。「特定口座への移管をデフォルト化」は先述通り、「非課税期間終了時に投資家が移管手続きを行えなかった場合には一般口座への払出しとなり、その後一般口座で売却した際に確定申告が必要となる」と言う事が背景にある。自動的に特定口座へ移管される事は混乱を避ける為には良い事と思われる。

もちろん、非課税期間(現行5年間)が最初に終了するのは2018年末なので、来年2017年8月末前後に公表される平成30年度(2018年4月～2019年3月)の金融庁税制改正要望で取り上げられ2017年末前後の与党税制改正大綱で決まれば間に合うだろう。ただ、金融機関のシステム開発等の関係で、早い方が良いのは言うまでもない。

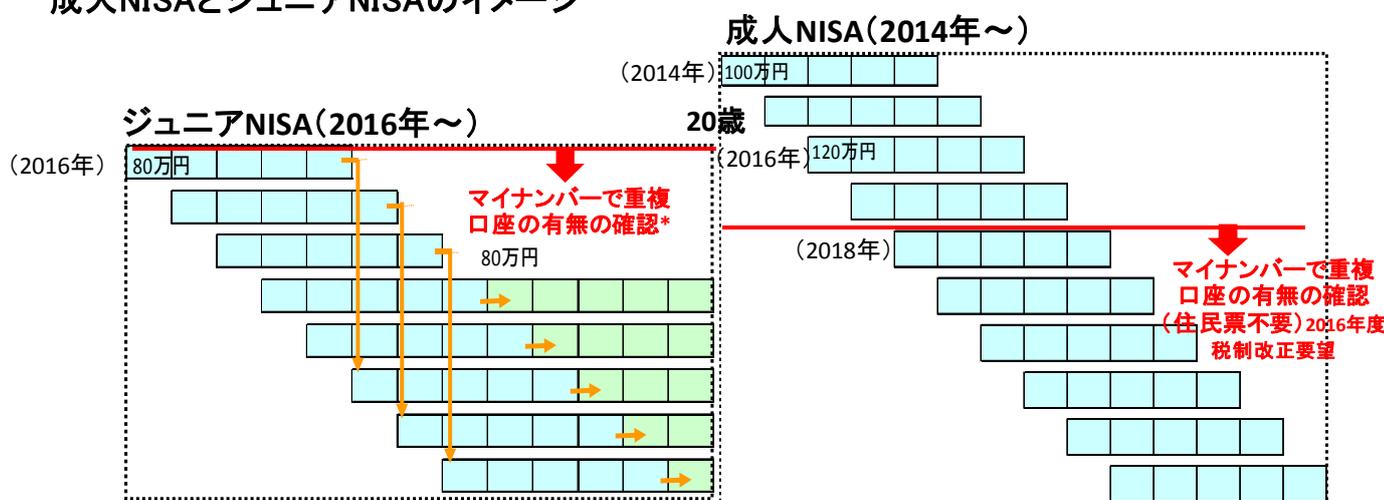
尚、先のテーブルの一番下にある「ジュニアNISA」の「払出し制限」の緩和については、9月21日に公表された日本証券業協会(・投資信託協会・全国証券取引所)の要望では「ジュニアNISAの利便性向上のため、払出し制限の緩和(基準年の引下げ等)」と記載されているだけで具体的な年齢は明記されていなかったが、「日本証券業協会は2017年度の税制改正要望で、未成年者向けの少額投資非課税制度(ジュニアNISA)の引き出し年齢制限を和らげるように求める。…(略)…。日証協は今回、引き出し制限を12歳程度まで引き下げるように求める。…(略)…。12歳への引き下げが実現すれば、中学校や高校の入学金などにNISAの資金を充てられるようになる。」(2016年9月18日付日本経済新聞朝刊～URLは後述[参考ホームページ])と報じられていた。また2016年9月21日の日本証券業協会会長記者会見で同協会専務理事が「今年の新たな要望である。ただ、この点は金融庁の要望には取り上げられていないため、今年の実現可能性は低いと思っている。」と述べていた(URLは後述[参考ホームページ])。

以上、非課税期間の恒久化・延長やジュニアNISAの引き出し年齢制限の引き下げについては、今年12月末の与党税制改正大綱には盛り込まれず、継続要望となる可能性が高い。今後とも注目していきたい。

金融庁が要望する積立 NISA は年 60 万円 で 20 年間、英国で 2017 年 4 月から始まる ライフタイム ISA/lifetime ISA は年 4000 ポンド(約 54 万円)で最長 32 年間の積立!

金融庁が創設を要望した積立 NISA だが、特徴はその 20 年間と言う長さである。ジュニア NISA でも 0 歳から始めれば「継続管理勘定」込みで 20 年近くにはなるが、それが可能となる人間は少ない(2015 年 1 月 19 日付日本版 ISA の道 その 87 参照～URL は後述[参考ホームページ])。さらに「**煩雑な手続きや資金の引き出しに制限が付くことなどが敬遠されている。**」(2016 年 5 月 31 日付日本経済新聞朝刊～URL は後述[参考ホームページ])。ジュニア NISA ならではの煩雑な手続きは、1 年以上前から想定されていたが(2015 年 9 月 29 日付日本版 ISA の道 その 115 参照～URL は後述[参考ホームページ])、結果は「**かなり少ない**」(2016 年 5 月 31 日付日本経済新聞朝刊に出ていた日本証券業協会会長の言葉～URL は後述[参考ホームページ])と言う。

成人 NISA とジュニア NISA のイメージ



(出所: 2015 年度税制改正関連法、金融庁 2016 年度税制改正要望等より三菱 UFJ 国際投信株式会社商品企画部が作成)
*ジュニア NISA の申込みにはマイナンバー提示が必要で住民票の写しは重複口座の確認の為に不要であるのだが、ジュニア NISA 開設に必要な未成年口座開設で本人確認の為に住民票の写し等が必要である。
**詳細は 2015 年 1 月 13 日付日本版 ISA の道 その 86 及び 2015 年 1 月 19 日付日本版 ISA の道 その 87 参照。

ここで、未成年に限定せず、さらに長期化した積立 NISA を創設し「長期・積立・分散投資」をすすめたい金融庁の期待は 2016 年 9 月 15 日に同庁が公表した「平成 27 事務年度 金融レポート」でも示されていると思われる (URL は後述[参考ホームページ])。

ところで NISA が範とする英国の ISA/Individual Savings Accounts で積立による長期投資はどうなっているか。英国で 2017 年 4 月から始まる見込みの若年層向け貯蓄支援策「ライフタイム ISA (lifetime ISA/Lisa)」が想起される。

現在、英国の ISA は、株式型 ISA、預金型 ISA に加え今年 2016 年 4 月から始まったイノベティブ・ファイナンス型 ISA の 3 種類があるが、積立投資が前提となるのはこのライフタイム ISA だけである。ライフタイム ISA は、若者の初の持ち家購入及び退職に向けての貯蓄を支援するもので、18 歳以上 40 歳未満の英国居住者等が専用 ISA 口座を開設・積み立てると、英国政府からの補助金 (25%) が各年、上乘せされて、積立額と補助金の両方が非課税となる (利子含む)。積立は毎年 4000 英ポンド/約 54 万円まで (月額の上限なし)、50 歳の誕生日を迎えるまで最長 32 年間可能である (詳細は 2016 年 3 月 22 日付日本版 ISA の道 その 136 参照～URL は後述[参考ホームページ])。金融庁の要望する積立 NISA は、年 60 万円まで 20 年間の積立・分散投資で分配金や値上がり益などが非課税となる構想となっている。

英国のライフタイム ISA は、銀行、生保、オンライン証券が取り扱いを検討中である。日本に先行、あと6カ月後にスタートする英国のライフタイム ISA だが、売却に関する規則等、細部の規則最終版が出ていない中、ライフタイム ISA をやらない、もしくは開始を遅らせる金融機関が出てきている事は懸念材料ではある。「世界最大の住宅金融組合かつ大手金融機関のネーションワイドは、顧客へライフタイム ISA を提供しないと言う。『顧客は様々なニーズを持っており、ライフタイム ISA がシンプルで理解しやすく利用もしやすいと安心感を持つ必要がある為』と言う。エイゴンなど他の年金プロバイダーは、業界が来年の最終規則が出るのを待っている中で開始に警告を発し、英銀ロイズは時期尚早であるとし、大手生保スタンダードライフは提供するが来年4月ではないとしている。一方、ファンド・プラットフォーム(直販/オンライン証券)のハーグリーブス・ランズタウンは、2017年4月の導入を期待している。」2016年9月9日付 FT 誌～URL は後述[参考ホームページ]と報じられているのだ。

日本の積立 NISA については、日本証券業協会等が「顧客との長い取引を望む銀行や、小口商品でも採算にあうオンライン証券などが積極的に取り扱うことになりそうだ。」(2016年9月25日付日経ヴェリタス～URL は後述[参考ホームページ])と述べていたが、先行する英国の事例に倣うならば、利用者が理解しやすく利用しやすい仕組み作りが重要となろう。日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所の言う「簡素なもの」とすると言う要望はこうした事も踏まえての事と思われる。

英国のジュニアISAも引き出し不可だが、スイッチングが可能

日本のジュニア NISA は20歳で NISA へ移るが、18歳になると引き出し可能となる為、大学入学資金などに充てることも可能だ。今回のジュニア NISA の要望(報道)で「12歳」になれば引き出し可能というのは、中学や高校の入学資金等への利用を想定したものである。

英国や米国ではどうか? 英国のジュニア ISA は、18歳になるとレギュラーISAへ自動的に移るが、それまで(18歳まで)引き出し不可なので、英国のジュニア ISA も日本のジュニア NISA も同じである。ただし、日本のジュニア NISA では18歳になるまでの途中で運用商品を変更する事(スイッチング)が出来ないのに対して、英国ジュニア ISA では可能となっている(*英国のジュニア ISA 内では、株式型と預金型の間で相互移管が出来る)。日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所の要望にあった「スイッチング/売却代金の範囲内での再取得(非課税期間の恒久化を前提)」を可能にする事は英国を参考にしている(URL は後述[参考ホームページ])。尚、米国には、教育資金積立制度である529プランがあるが、これは年齢制限が無く、引出も自由であるが、用途が限定されているため教育以外の目的で引き出した場合にペナルティの課税がされる事となっている(529プランは英国ジュニア ISA とともに2014年11月4日付日本版ISAの道 その78参照～URL は後述[参考ホームページ])。

途中引き出しにより投信の保有期間が短くなる?

ところで、日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所の要望にあったジュニア NISA の払出し制限緩和が実現した場合、ジュニア NISA で投資している投信の解約等により、投信の保有期間は短くなるのだろうか? 足元、日本の投信は相場の不安要因もあり、解約が減少、保有期間が長くなる傾向にある。日本の公募株式投信の保有期間は、2016年8月に3.3年と、2009年10月以来、7年ぶりの長さとなっている(*投信の保有期間…公募株式投信を対象に、「平均保有期間=年間純資産平均(月末純資産)÷年間解約・償還額」として算出)。2014年末の2.2年、2015年末の2.6年から長期化している。2016年9月17日付日本経済新聞は、「少額投資非課税制度(NISA)の導入を機に長期投資を志向する個人が増える一方、金融庁が頻繁に新商品への乗り換えを促す金融機関への監視を強め、営業姿勢に変化がみられるようになってきた。」(URL は後述[参考ホームページ])と報じていた。

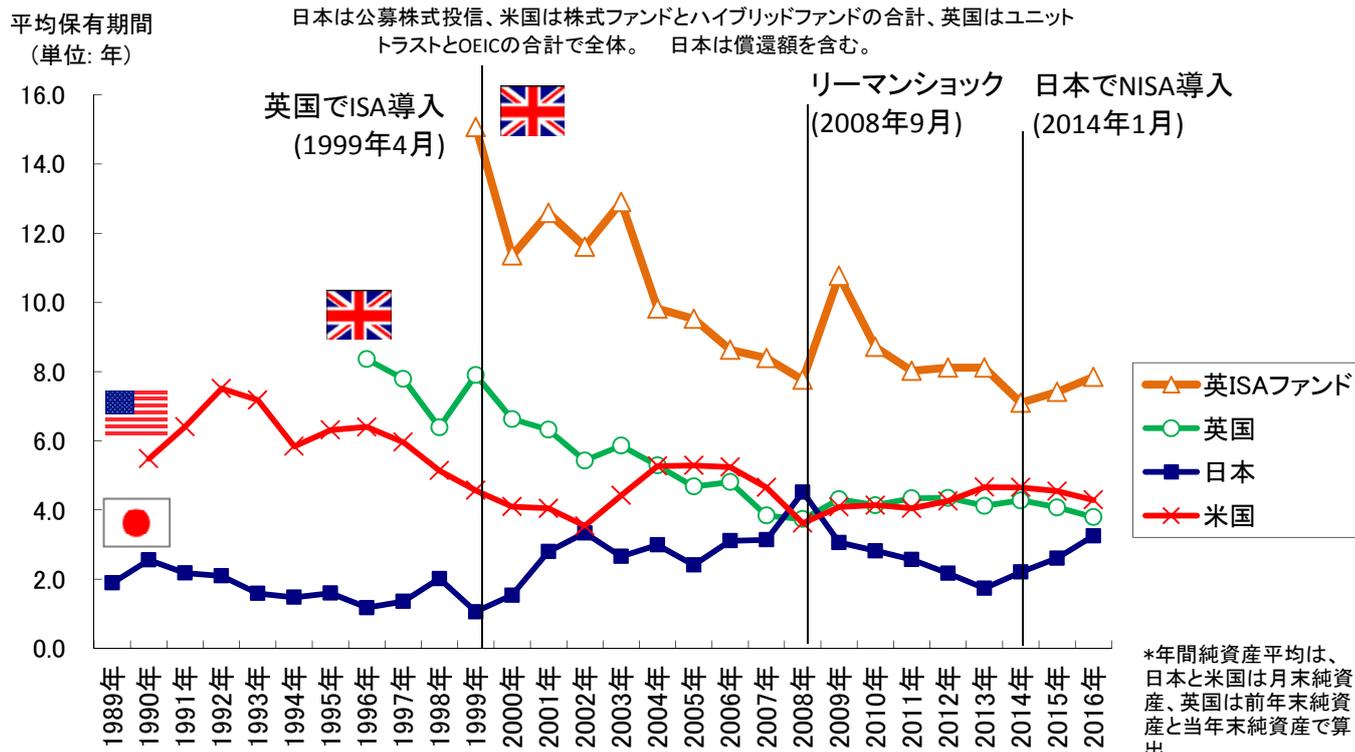
下記は日米英、さらに、英国の中のISAファンドをまとめて見たグラフである。投信の保有期間は日本 3.3 年に対し、米国 4.3 年、NISA が範とする英国 3.8 年、そして英国 ISA は 7.8 年となっている(最新値で日本は 2016 年 8 月、米国は同 7 月、英国は同 3 月時点)。

日米英の投信と英ISAファンドの平均保有期間

*平均保有期間=年間純資産平均÷年間解約額。
(1999年～2016年)

*2015年までは年次、2016年は日本が8月、米国が7月、英国が3月末時点。

日本は公募株式投信、米国は株式ファンドとハイブリッドファンドの合計、英国はユニット
トラストとOEICの合計で全体。日本は償還額を含む。



(出所: 各国の投資信託協会より三菱UFJ国際投信商品企画部が作成)

英国 ISA では ISA 口座の中で株式型と預金型の相互の移管が出来る為、株安でボラティリティが高まった時に低リスクの投信や預金に移す事も、もしくはリスクの高い投信に移すことも ISA 口座内で出来るので、それもあって、保有期間が相対的に長いと思われる。今回は、金融庁の要望に取り上げられなかった「スイッチング」だが、今後、金融庁の要望として取り上げられる事を期待したい。それは「長期・積立・分散投資」をすすめたい金融庁の期待にも一致すると思われる(URLは後述[参考ホームページ])。

以上

[参考ホームページ]

2016年9月21日(水)付日本証券業協会・投資信託協会・全国証券取引所「平成29年度税制改正に関する要望」…

「<http://www.jsda.or.jp/katsudou/teigen/zeisei/1609zeisei.html>」、

2016年7月14日(木)付全国銀行協会「平成29年度税制改正に関する要望」…

「<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/news/detail/nid/6484/>」、

2016年9月5日付日本版ISAの道 その155「税制改正要望で「積立NISA」創設やNISA恒久化等!～「積立NISA」の20年にわたる検証とバランス型ファンド・非毎月分配型ファンドの純資産・純設定推移～」…

「http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160905.pdf」、

2016年9月21日(水)付日本証券業協会会長記者会見…

「http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaiken/kaiken_h28.html」、

2016年6月2日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2016～600兆円経済への道筋～」…

「<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/decision0602.html>」。

2016年5月13日付日本経済新聞電子版「金融庁の税制要望、NISAは「ヨコよりタテ」か」…

「http://www.nikkei.com/news/print-article/?R_FLG=0&bf=0&ng=DGXMZO02109390Q6A510C1000000&uah=DF_SEC8_C6_140」、

2016年8月31日付金融庁公表「金融庁の平成29年度税制改正要望について」…

「<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160831-3.html>」、

2016年9月18日付日本経済新聞朝刊「ジュニアNISA引き出し『12歳からに』日証協が税制改正で要望」…

「http://www.nikkei.com/my/#!/article/DGKKASGC17H0I_X10C16A9NN1000/」、

2015年1月19日付日本版ISAの道 その87「ジュニアNISAは0歳から始めれば最長20年近くが非課税に!現行(成人)NISAと合わせ、4人家族で年400万円、累積2000万円!!家計の長期資産形成が大いに期待される。」…

「<https://www.am.mufg.jp/text/150119.pdf>」、

2016年5月31日付日本経済新聞朝刊「ジュニアNISA低調、証券10社、4月末時点で4万口座、引き出し制限や手続きの煩雑さなどで敬遠。」…「http://www.nikkei.com/article/DGKKASGC30H0D_Q6A530C1EE8000/」

2015年9月29日付日本版ISAの道 その115「マイナンバーいよいよ動く～成人NISA、ジュニアNISA、マイナンバー、各々における手続き等の十分な理解を促す情報提供を期待～」…「<https://www.am.mufg.jp/text/kam150928.pdf>」

2016年9月15日付金融庁公表「平成27事務年度金融レポート」…「<http://www.fsa.go.jp/news/28/20160915-4.html>」、

2016年3月22日付日本版ISAの道 その136「英国の職場積立ISA/ワークプレイスISA～DC、SAYE/定期積立貯蓄制度、SIPs/株式奨励制度を補完して拡大し、今後は年金版ISA、ライフタイムISAの道～」…

「http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160322.pdf」、

2016年9月9日付FT誌「Government confirms Lifetime Isa launch」…

「http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160322.pdf」、

2016年9月25日付日経ヴェリタス…「<https://www.nikkei4946.com/syoukai/vs/>」、

2014年11月4日付日本版ISAの道 その78「ジュニアNISA vs こども(学資)保険!ジュニアNISA vs 英国ジュニアISA・米国529プラン!!」…「<https://www.am.mufg.jp/text/141104.pdf>」、

2016年9月17日付日本経済新聞「個人の投信保有、7年ぶり長期化 8月末、3年半に NISAも下支え」…

「http://www.nikkei.com/my/print-article/?R_FLG=0&bf=0&ng=DGKKZO07364700W6A910C1DTA000」、

2016年2月11日付日本版ISAの道 その129「投信の保有期間は日本2.6年に対し、米国4.6年、NISAが範とする英国4.5年、そして英国ISAは7.3年～日米英の投信保有期間比較～」…「<https://www.am.mufg.jp/text/kam160201.pdf>」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご留意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。